

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月21日
【報告者の名称】	株式会社カワムラサイクル
【報告者の所在地】	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	078(969)2800
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 浅山 充
【縦覧に供する場所】	株式会社カワムラサイクル (兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 マックス株式会社

所在地 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年11月20日開催の取締役会において、マックス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「3.(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「3.(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載された方法によりなされております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、現在、当社の普通株式16,522株（当社が平成24年11月14日に提出した第18期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数27,200株に対する割合（以下「株式保有割合」といいます。）：60.74%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同様とします。））を保有し、当社を連結子会社としておりますが、この度、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決定したとのことです。なお、本公開買付けにおいて公開買付者は、527株（株式保有割合：1.94%）を買付予定数の下限としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。上記の買付予定数の下限につきましては、本公開買付け成立後における公開買付者の株券等所有割合が3分の2を上回る水準（所有株式数：17,049株、当社が平成24年11月14日に提出した第18期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数25,573個（25,573株）に対する割合：66.67%）となるよう設定しているとのことです。

また、公開買付者は当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けが成立したにもかかわらず、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者が既に保有している当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「3.(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の取引（以下、本公開買付けと合わせて「本取引」といいます。）により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなる予定とのことです。本取引が実行された場合には、当社の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

公開買付者は、ホッチキス、タイムレコーダ、オートステープラ等のオフィス機器部門と、釘打機、エアコンプレッサ、充電工具、浴室暖房換気乾燥機等のインダストリアル機器部門を中心にして事業を展開しております。

公開買付者は、『顧客の支持を高め、いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す』との経営基本姿勢の下、平成26年3月期までの中期経営計画を定め、全社・全部門の収益力をさらに向上させ、当該計画期間中に営業利益率10%を達成するべく、各戦略・施策を推進しているとのことです。かかる経営基本姿勢及び中期経営計画に基づき、公開買付者は、当期の経営方針を『顧客との結びつきをさらに深め、顧客を知り、顧客の支持を高める』と定め、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）を強力に推進し、「現場」、「現物」、「現実」の三現主義を全社・全組織において実践して顧客の問題、課題を解決することで、顧客価値を高め、企業価値を高めるべく、取り組んでいるとのことです。

また、公開買付者は国内における高齢化社会の進展に伴う介護並びにシニア市場の拡大を踏まえて、当社の了解の下、平成21年8月並びに平成22年1月に当社の株式を取得し、当社を持分法適用関連会社といたしました。平成22年6月には、当社とのより一層の関係強化を図ることを目的として、当社の発行済株式を対象とする公開買付けを実施して当社を連結子会社といたしました。それに合わせ、平成22年5月には当社と公開買付者それぞれの得意分野や経営資源を活用して製品の開発から生産・販売に至るまでの広範囲にわたる業務提携に合意し、この分野に事業参入してまいりました。

た。さらに平成23年12月には、公開買付者はH C R 営業グループを発足させ、当社の事業と合わせて『H C R (Home Care & Rehabilitation) 機器部門』の連結事業セグメントを設置いたしました。公開買付者は、このセグメントを公開買付者グループの次の事業成長の柱の一つとすべく推進しております。

一方、当社は、車いすを中心とする福祉用具の製造販売を主な事業内容とし、市場ニーズを的確に捉えた製品開発や営業活動を展開しております。高齢化社会の進展に伴う福祉用具の需要の増加とともに発展・拡大をし、平成16年には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場いたしました。

また、公開買付者の資本参加及び公開買付者との業務提携以降は、生産性の改善、製品品質の向上等の企業体質の強化を、公開買付者との人的交流を含む協働活動により進め、この協働活動を通して当社と公開買付者の経営の考え方、業務の進め方等の共有化を図りながら、実践してまいりました。

一例を挙げますと、当社と公開買付者は、平成24年7月に、両社が共同開発し、当社が製品の製造を、公開買付者がマーケティング活動を担う形で、シニア向け自転車「クークルS」を発売し、事業シナジーを発揮した取組みを進めております。

当社は、これらの取組みに加え、当社の中国子会社において、中国沿岸部の大都市を中心とした営業活動を行い、販売代理店の確保に取り組みなど、事業基盤の拡大に努めております。

しかしながら、当社を取り巻く事業環境は、急速に変化を続けております。販売面では、顧客ニーズが多様化し、競合会社との価格競争も激しさを増しており、生産面では、材料費の値上がりや人件費高騰などにより、厳しい環境が続いております。

このような当社の事業内容と公開買付者の事業戦略、当社の置かれた経営環境、資本参加・業務提携以降の状況等を踏まえ、当社と公開買付者は、平成24年8月頃から、今後の介護・福祉並びにシニア市場でのさらなる事業成長並びに中期的な収益基盤を確立していくための経営戦略と組織のあり方について、議論を重ねてまいりました。その結果、当社が現在進めている、独自性のある福祉機器の開発、新規O E M生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などの戦略は、いずれも中長期的には当社の収益性向上に資するものですが、短期的には、一時的な収益低下も予想されるため、結果として証券市場から評価が得られず、一般の株主の皆様に対してマイナスの影響を及ぼす可能性があることから、これまで以上に当社と公開買付者が強固な相互協力体制を構築するとともに、当社においては、過度に短期的な業績の変動に左右されることのない経営形態の下での、これらの戦略の策定と遂行、並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための意思決定を可能にする組織体制の実現が必要であるとの判断に至りました。かかる判断を踏まえ、これらを実現するための方策について検討・協議を重ねました結果、公開買付者が当社を完全子会社化することが、最善の方策であるとの結論に至り、平成24年11月20日に公開買付者が当社を完全子会社化することを目的とした本取引を実施することを決定いたしました。

当社と公開買付者は、これまで、当社の上場企業としての独立性を維持しつつ連携を深めてまいりましたが、当社を公開買付者の完全子会社とすることによって、意思決定及び戦略実行のスピードを高めること、上場維持コストの軽減を図ること、及び親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除することが可能となり、当社と公開買付者双方において様々なメリットを享受することができます。そして、こうしたメリットにより当社と公開買付者との更なる事業シナジーを実現することこそが、当社を含む公開買付者グループの一層の企業価値向上につながるものと考えております。

公開買付者は、現時点において、本公開買付け終了後も、当社の従業員の雇用を継続・維持する予定とのことです。また、これまで以上に当社と公開買付者は強固な相互協力体制を構築し、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くとともに、研究開発から生産、販売等に至る一連の業務全体においてシナジー効果を追求することによって、当社が現在進めている戦略である、独自性のある福祉機器の開発、新規O E M生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などを、更に推し進めていくとのことです。公開買付者は、当社及び公開買付者双方の企業価値向上のため、完全親会社として当社との親和性を一層深めるとともに、グループとして一体性のある事業戦略を進め、企業価値の最大化を図っていくとのことです。

当社は以上の認識・検討及び下記「3.(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の内容を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当社が公開買付者の完全子会社となり、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くとともに、研究開発から生産、販売等に至る一連の業務全体においてシナジー効果を追求することによって、当社が現在進めている戦略である、独自性のある福祉機器の開発、新規O E M生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などを、更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが当社の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上から、当社は、平成24年11月20日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、当社は、平成24年11月20日開催の取締役会において、平成25年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年3月期の期末配当を行わないことを決議しております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は当社の普通株式16,522株（株式保有割合：60.74%）を保有し、当社を連結子会社としていることから、当社及び公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「デロイト トーマツ F A」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。デロイト トーマツ F Aは、当社株式について、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）による算定を行い、当社は平成24年11月19日付の株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、デロイト トーマツ F Aから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。デロイト トーマツ F Aによる当社株式の株式価値の算定結果は以下のとおりです。

・市場株価法：84,504円～85,598円

市場株価法の算定においては、平成24年11月19日を基準として、東京証券取引所マザーズにおける当社株式の基準日の終値85,000円、直近1ヶ月の終値の平均値85,327円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月の終値の平均値85,598円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月の終値の平均値84,504円（小数点以下四捨五入）をもとに、当社の1株当たり株式価値の範囲を84,504円～85,598円と分析しております。

・D C F法：97,455円～154,988円

D C F法では、当社の事業計画における収益予測や投資計画等を前提として、当社が平成25年3月期以降の将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社の1株当たり株式価値の範囲を97,455円～154,988円と分析しております。なお、当社の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして久保井総合法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程及び意思決定の方法その他の留意点について法的助言を受けております。

当社における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

当社は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社の支配株主である公開買付者と利害関係を有しない当社の社外監査役である平田稔氏（東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております）に対し、本取引の目的、意思決定過程の手段及び対価の公正性の観点から、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

平田稔氏は、上記諮問事項について、当社の取締役、リーガル・アドバイザーである久保井総合法律事務所及び第三者算定機関であるデロイト トーマツ F A との話し合いの場を持ち、当社の取締役から、本取引に係る一連の手続きの目的及びそれによって向上することが見込まれる当社の企業価値について説明を受け、また、久保井総合法律事務所から、本取引に対する当社の取締役会の意思決定過程及び意思決定の方法その他の留意点について説明を受けるとともに、当社が依頼したデロイト トーマツ F A から、株式価値算定書に基づき、当社株式の価値評価及びその評価に至った理由に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行っております。

また、平田稔氏は、公開買付者に対し、本公開買付けを含む本取引の目的、本取引のスケジュール、完全子会社化した後の当社と公開買付者との人的交流等についての計画、本公開買付けの決定方法について質問書を送付し、公開買付者から回答を得ております。

平田稔氏は、このような経緯で、本諮問事項について当社の企業価値の向上の観点から慎重に検討を行った結果、当社がデロイト トーマツ F A から取得した株式価値算定書及びこれに基づくデロイト トーマツ F A からの当社株式の価値評価に関する説明や、その他本取引における当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために「3. (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において、当社の各株主様に対して交付される金銭の額については、本公開買付け価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることから、平成24年11月19日付で、当社の取締役会に対し、()本取引は、当社の企業価値の向上を目的として行われるものであって本取引の目的は正当であり、()本取引に係る意思決定過程の手段は公正であり、()本取引により少数株主に交付される対価も公正な価格であると認められる一方、()本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項は特段認められないことから、本公開買付けを含む本取引に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする意見書を提出しております。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、デロイト トーマツ F A より取得した株式価値算定書、久保井総合法律事務所から得た法的助言、公開買付者と利害関係を有しない当社の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当社が公開買付者の完全子会社となり、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くとともに、研究開発から生産、販売等に至る一連の業務全体においてシナジー効果を追求することによって、当社が現在進めている戦略である、独自性のある福祉機器の開発、新規 O E M 生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などを、更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが当社の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年11月20日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役5名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、当社の取締役のうち公開買付者の元従業員である山崎隆氏、並びに公開買付者の執行役員を兼務している藤岡龍司氏及び角芳尋氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していません。また、上記と同様の観点から、山崎隆氏、藤岡龍司氏及び角芳尋氏は、本公開買付けを含む本取引に関するその他の審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加していません。

また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役2名（うち社外監査役1名））はいずれも、当社の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役のうち公開買付者の従業員を兼務している小山芳男氏、及び公開買付者の執行役員を兼務している浅見泰氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べること

を差し控えております。

買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

なお、当社及び公開買付者は、当社が公開買付者の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び公開買付者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は平成24年11月19日に野村證券から株式価値算定書を取得したとのことです（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです）。上記各手法において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 84,443円から85,610円

類似会社比較法 86,861円から118,383円

DCF法 76,877円から115,899円

まず市場株価平均法では、平成24年11月16日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける当社の普通株式の基準日終値84,500円、直近1週間の終値平均値84,500円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近1ヶ月間の終値平均値85,406円、直近3ヶ月間の終値平均値85,610円及び直近6ヶ月間の終値平均値84,443円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を84,443円から85,610円までと分析しているとのことです。

次に類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を86,861円から118,383円までと分析しているとのことです。

最後にDCF法では、当社の事業計画、当社とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を76,877円から115,899円までと分析しているとのことです。なお、DCF法において前提とした当社の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討したとのことです。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、当社株式の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年11月20日に開催された公開買付者取締役会の決議において、本公開買付価格を1株当たり105,000円と決定したとのことです。本公開買付価格は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年11月19日の東京証券取引所マザーズにおける当社の普通株式の終値85,000円に対して23.5%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成24年10月22日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値85,327円に対して23.1%、過去3ヶ月間（平成24年8月20日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値85,598円に対して22.7%、過去6ヶ月間（平成24年5月21日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値84,504円に対して24.3%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年11月20日の東京証券取引所マザーズにおける当社の普通株式の終値85,000円に対して23.5%のプレミアムを加えた金額になります。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、当社の発行済普通株式の全て（公開買付者が保有する当社の普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する予定とのことです。本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後において、以下の手続により、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを取得することを予定し

ているとのことです。

完全子会社化を実施する場合の具体的手続としては、本公開買付けが成立した後に、当社は、普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、上記による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（ただし、当社の保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別の種類の当社株式を交付すること（ただし、当該別の種類の当社株式について上場申請は行わない予定です。）の各議案を、平成25年2月に開催予定の当社臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議する予定です。

また、本株主総会において上記の付議議案に対する承認決議がなされ、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、当社は、本株主総会の開催日と同日に、上記に係る定款の一部変更を付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催する予定です。なお、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記ないし各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主の皆様には交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一となるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本報告書提出日現在未定であります。完全子会社化手続の目的が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者を除きます。）の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記ないし各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたものと考えられる会社法上の規定として、(a)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令等の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令等の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所マザーズに上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「3.(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、上記「3.(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社株式の上場申請は行われたい予定です。

(6) 上場廃止を目的とする本公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

上記「3.(5)上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、本公開買付けを含む本取引により、当社株式は上場廃止となりますが、当社としては、本公開買付けの諸条件につき、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ F A より取得した当社の株式価値算定書、久保井総合法律事務所から得た法的助言、公開買付者と利害関係を有しない当社の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、慎重に検討した結果、当社が公開買付者の完全子会社となり、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くとともに、研究開発から生産、販売等に至る一連の

業務全体においてシナジー効果を追求することによって、当社が現在進めている戦略である、独自性のある福祉機器の開発、新規OEM生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などを、更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが当社の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付け価格及びその他の本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、公開買付者は、当社の株主の皆様の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、上記「3.(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を保有することとなるための一連の手續を実施することを当社に要請する予定であるとのことです。

(7) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

(8) その他

当社は、平成24年11月20日開催の取締役会において、平成25年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年3月期の期末配当を行わないことを決議しております。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
山崎 隆	取締役社長(代表取締役)	-	15	15
浅山 充	専務取締役	管理本部長	29	29
伊藤 正明	取締役	C S・営業本部長	4	4
岩井 宏貴	取締役	国際事業本部長	16	16
杉原 克明	取締役	生産本部長兼開発部長	39	39
妹尾 啓子	取締役	管理本部副本部長	85	85
藤岡 龍司	取締役	-	0	0
角 芳尋	取締役	-	0	0
小山 芳男	監査役(常勤)	-	0	0
幹戸 正孝	監査役	-	6	6
浅見 泰	監査役	-	0	0
平田 稔	監査役	-	0	0
計	12名		194	194

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本報告書提出日現在のものです。なお、所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれに係る議決権の数を含めております。

(注2) 取締役のうち藤岡龍司、角芳尋は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役のうち浅見泰、平田稔は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上